

船橋市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、もって市民等が安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者として市長が認める者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内で犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関等 国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、十分配慮して行われるものとする。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に行われるものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく継続して行われるものとする。
- 4 犯罪被害者等の支援は、二次的被害及び再被害の発生の防止に十分配慮して行われるものとする。
- 5 犯罪被害者等の支援は、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとする。

- 2 市民等は、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第7条 市は、関係機関等と連携し、及び協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう、総合的な支援体制を整備するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、支援金を支給するものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導及び助言並びに犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な施策を行うものとする。

(日常生活等の支援)

第11条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、家事に係る支援その他必要な支援を行うものとする。

(居住の安定の支援)

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は二次的被害及び再被害を防止するため、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定の支援)

第13条 市は、犯罪等により就労及び勤務に配慮が必要となった犯罪被害者等の雇用の安定を図り、及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるための措置その他必要な支援を行うものとする。

(法律相談の支援)

第14条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、弁

護士への相談に係る費用の助成その他必要な支援を行うものとする。

(裁判手続の支援)

第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る刑事訴訟及び民事訴訟に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、旅費等の助成その他必要な支援を行うものとする。

(精神的な被害の回復の支援)

第16条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により受けた精神的な被害から回復することができるよう、犯罪被害者等の心身の状況等に応じた適切な相談支援に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(本市に住所を有しない犯罪被害者等に関する情報の提供)

第17条 市は、本市に住所を有しない者が本市で発生した犯罪等により被害を受けた場合であって、その者が住所を有する地方公共団体から求めがあったときは、当該地方公共団体に対し、必要な情報の提供を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の促進)

第18条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害及び再被害の発生を防止することの重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるよう、広報その他必要な施策を行うものとする。

(人材の育成)

第19条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するために必要な情報の提供その他必要な施策を行うものとする。

(民間支援団体への協力)

第20条 市は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものに対して、その活動の促進を図るために必要な情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第21条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとは認められる場合は、当該犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(意見等の反映)

第22条 市は、犯罪被害者等、犯罪被害者等の支援に関し識見を有する者、市民等、事

業者及び関係機関等からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。